

新旧対照表

【国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について（平成13年10月5日財関第810号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号）<u>第84条の4</u>（在外邦人等の輸送）<u>並びに第84条の5第2項第3号</u>（国際緊急援助活動等）及び同項第4号（国際平和協力業務の実施等）（以下「PKO法等」という。）に基づいて自衛隊（自衛隊法第2条（定義）に基づく自衛隊をいう。以下同じ。）が輸出又は輸入する貨物（携帯品を除く。以下同じ。）の通関手続等を下記のとおり定め、平成13年10月5日から実施することとしたので了知されたい。 この場合において、本通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和47年3月1日付蔵関第100号）その他関税関係通達の定めるところによる。 なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づいて自衛隊以外の行政機関（都道府県警察及び消防機関を含む。）及び国際協力機構が輸出又は輸入する貨物についても、本通達に準じて処理して差し支えない。 記 1.（省略） 2.（省略） 3.（省略）	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号）<u>第84条の3</u>（在外邦人等の輸送）、<u>第84条の4第2項第3号</u>（国際緊急援助活動等）及び同項第4号（国際平和協力業務の実施等）（以下「PKO法等」という。）に基づいて自衛隊（自衛隊法第2条（定義）に基づく自衛隊をいう。以下同じ。）が輸出又は輸入する貨物（携帯品を除く。以下同じ。）の通関手続等を下記のとおり定め、平成13年10月5日から実施することとしたので了知されたい。 この場合において、本通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和47年3月1日付蔵関第100号）その他関税関係通達の定めるところによる。 なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づいて自衛隊以外の行政機関（都道府県警察及び消防機関を含む。）及び国際協力機構が輸出又は輸入する貨物についても、本通達に準じて処理して差し支えない。 記 1.（同左） 2.（同左） 3.（同左）